

フランスにおける県産食材輸出プロモーション実施業務委託仕様書

1 委託業務の名称

フランスにおける県産食材輸出プロモーション実施業務

2 委託業務の目的

フランス国内はもちろん、周辺諸国への展開も期待できるパリでプロモーションを行うことで、本県の農林水産物・加工食品等の輸出拡大を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

受託者は、委託業務の目的を踏まえて、フランス・パリ市内において、レセプション形式の県産食材 PR イベントを開催することとし、以下の（１）～（８）を行うこと。

PR イベントは、11 月に実施する本県観光プロモーションと連続的に実施するため、現地時間 11 月 20 日（金）に 1 回以上開催し、現地のバイヤーやメディアなどを対象に、富山県の豊かな自然、食文化など本県の多彩な魅力を訴求し、既に輸出されている商品の販路拡大や、新たな製品の販路開拓を目指すこと。

（１）レセプションの開催準備業務

- 本県の農林水産物・加工食品等の実食を伴うレセプションを現地レストランで開催すること
- レセプションは立食形式とし、1 回あたり 2 時間程度とすること
- レセプション 1 回あたりの参加者数は次の各分野から 50 名以内とすること
 - ・ 現地の小売店・レストランのバイヤー・ディストリビューター・インポーター等
現地食品流通のキーパーソン
 - ・ 日本食や日本酒の専門家
 - ・ メディア・インフルエンサーなど
- 食材の手配・レセプション運営・コミュニケーション効率や輸出拡大への効果などを考慮のうえ、県や会場側と調整のうえ、次の準備業務を担うこと
 - ・ 会場選定及び会場借上げ
 - ・ 本県の魅力を発信し、参加者の興味を喚起する企画と設営・展示・装飾の立案
 - ・ 映像機材及び音響機材手配
 - ・ 参加者受付の準備
 - ・ 日仏語対応可能な司会者 1 名及び通訳者（日仏）2 名程度の手配
 - ・ レセプション実施時の現地対応責任者およびスタッフの確保
 - ・ レセプションで必要となるパソコン、Wi-Fi 等の通信設備の手配
 - ・ 危機管理及び安全対策計画の立案

- 会場の利用に際しては、会場側と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込みできる物品等の制約を確認したうえで適正に準備すること。
- 県と協議のうえ、効果的な情報発信に必要と認められる場合は、県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いた会場内で情報発信ができる什器・機材を手配すること
- イベントでの配布資料（PR 資料等）、受付名簿など、開催に必要な資料等の用意

（２）レセプション関係資料作成業務

- 参加者に配布する次の説明資料（日本語・フランス語）を作成するとともに、レセプション会場施設へ事前に搬入すること。なお、資料の作成に際しては、ネイティブチェック、レイアウト調整を行うこと。
 - ① 富山県や富山県の食文化・食材を紹介する資料（説明時間は 10 分を想定）
 - ② 商品・企業を紹介する資料
 - ③ レセプションプログラム
 - ④ 出展者一覧
 - ⑤ アンケート

※候補となる富山県産食材リスト及び商品情報は、原則として富山県から提供する。

※いずれの資料も日本語版及びフランス語版の用意が必要。それぞれネイティブチェック、レイアウト調整を行ったうえで参加者数にゆとりをもった部数を準備するとともに、電子版 PDF で提供すること

（３）レセプションで使用する食材の調達

- 現地で調達可能な富山県産の農林水産物・加工食品等については、原則、現地で調達すること。なお、調達にあたっては、フランス及び EU の法令を遵守するとともに、十分な安全性・品質を確保し、調達先を記録・報告すること。
例：野菜、果物、肉類、乳製品、調味料、飲料
- 日本から輸送する必要がある農林水産物・加工食品等の調達・輸送を行うこと。
 - ・輸送計画策定
 - ・通関手続支援
 - ・必要書類作成支援
 - ・温度管理
 - ・現地受取・配送調整

（４）参加者招待及び出欠管理

- 参加者の調整、募集等の全体管理を行うこと。
- レセプション 1 回あたりの参加者数は次の各分野から 50 名以内とすること
 - ・現地の小売店・レストランのバイヤー・ディストリビューター・インポーター等
現地食品流通のキーパーソン
 - ・日本食や日本酒の専門家
 - ・メディア・インフルエンサーなど

- 受託者は次のとおりターゲットへの招待活動を実施すること。
 - ・招待先リスト作成
 - ・招待状発送
 - ・電話及びメールによるフォロー
 - ・出欠管理
 - ・リマインド実施
 - ・当日受付名簿作成
 - ・招待先一覧
 - ・出欠状況一覧
 - ・参加者属性分析
- 受託者はイベント開催について、対象となる招待者に対し、積極的に情報発信を行うこと。
- 受託者は参加者に対して、イベント内容を SNS 等で発信するよう促すこと。
- その他効果的な方法で小売店・レストラン等のバイヤー、ディストリビューター、インポーター、メディア等に働きかけを行うこと。

(5) レセプション会場の当日の準備業務

- レセプション会場の設営・撤去を行うとともに、安全を充分確保したうえでレセプション当日の管理・運営を行うこと。
- 会場利用について、会場側と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込める物品等の制約を確認したうえで適正に使用すること。
- イベントの円滑な開催、運営に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。
- 県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材も用いて情報発信すること。
- レセプションの円滑な実施に向け、次の業務を担うこと
 - ・受付運営を含むレセプションの円滑な実施に向けた運営スタッフ配置
 - ・レセプションで必要となるパソコン、Wi-Fi 等の通信設備、音響機材及び映像機材のセッティング
 - ・危機管理及び安全対策の確保（イベント保険加入等）

(6) アンケート実施及びレポート作成

- 受託者は参加者アンケートを実施し、結果を翻訳・分析し、報告すること。
 - ・商品への評価
 - ・購入意向
 - ・商談希望
 - ・興味のある商品分野
 - ・今後の取引意向

※アンケートの内容は、事前に県と協議すること

- 受託者は、中間報告書として実施時の次の情報を 11 月末までに、1 月末までの情報を令和 9 年 2 月 26 日（金）までに実績報告書としてとりまとめ、提出すること。

- ・実施概要
- ・来場者分析
- ・アンケート集計
- ・商談結果
- ・メディア掲載状況
- ・今後の展開に関する提言

※参加者への訪問・電話・メール等継続的なフォローアップを実施すること。

(7) その他

- ・当事業を円滑に行うための実施体制を構築すること。
- ・プロモーションの実施に係る、レセプションに活用する食材調達費、国内外輸送費、関税、VAT（付加価値税）などの実費は本委託に含めること。プロモーションに必要な備品、食材等の輸送を行う場合は、検疫や通関等、必要となる一切の手続きを行うこと。
- ・委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。
- ・本仕様書に記載のある内容のほかに、本県産食材の輸出拡大に効果的なプロモーションの手法や内容がある場合は、委託料の範囲内で提案すること。

5 成果物

- ・受託者はレセプション実施前に次の情報を提出すること。
 - ・実施計画書（スケジュールを含む）
 - ・招待者リスト
 - ・会場計画書
 - ・進行台本
- ・受託者はレセプション実施後に次の情報を提出すること。
 - ・実績報告書
 - ・来場者名簿
 - ・アンケート集計結果
 - ・商談実績一覧
 - ・写真データ
 - ・動画データ
 - ・メディア掲載情報一覧

6 KPI の設定及び効果測定

委託業務の目的を踏まえ、KPI を設定し、その達成に向けた具体的な方策を提案すること。

（例）商談件数、メディア掲載・露出見込み件数、参加者満足度、富山県の認知度・理解度の向上等

7 企画提案書に記載を求める事項

(1) レセプション企画・運営

- ・小売店・レストランのバイヤーやメディア等に向けたイベントの企画内容

(2) 広報・集客計画

- ・ターゲット別の集客方法
- ・活用媒体、告知・PR スケジュール 想定リーチ、申込、参加者数

(3) KPI 及び効果測定

- ・KPI 項目
- ・目標値
- ・目標設定の根拠
- ・達成に向けた具体策
- ・測定・報告方法

(4) 実施体制

- ・業務責任者
- ・現地対応体制
- ・通訳、司会、運営スタッフ体制
- ・危機管理体制
- ・類似業務の実績

(5) 業務スケジュール

(6) 見積内訳

8 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

(1) 実績報告書（電子媒体1部）

- ① イベント参加者数、イベントの評価等
- ② アンケート集計結果
- ③ 写真・動画
- ④ プロモーション後の成果（来県実績や問い合わせ実績）
- ⑤ 本業務により作成したデータ等
- ⑥ その他富山県が必要と認める資料等

(2) 成果物に関する著作権等

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
- ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修

正をすることができること。

- ③ 制作の都合上やむを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。
- ④ 県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、県が無償で使えるようにすること。

9 その他

- (1) 現地の社会情勢に十分留意し、事業を実施するものとする。
- (2) 実施体制の構築にあたっては、専任の担当者を配置し、県との打合せ等に参加すること。
- (3) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (4) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。